

公開草案 IFRS S2「気候関連開示」に対する意見

生命保険協会

2022 年 7 月 15 日

—目次—

I 総括意見	3
II 「気候関連開示」に関する質問への回答	4
質問 1(本公開草案の目的)	4
質問 2(ガバナンス)	5
質問 3(気候関連のリスク及び機会の識別)	6
質問 4(企業のバリュー・チェーンにおける気候関連のリスク及び機会の集中)	7
質問 5(移行計画とカーボン・オフセット)	8
質問 6(現在の及び予想される影響)	10
質問 7(気候レジリエンス)	12
質問 8(リスク管理)	15
質問 9(産業横断的指標カテゴリーと温室効果ガス排出)	16
質問 10(目標)	19
質問 11(産業別要求事項)	20
質問 12(コスト、便益及び可能性が高い影響)	25
質問 14(発効日)	26
質問 16(グローバル・ベースライン)	27

I 総括意見

- ・我々、生命保険協会(LIAJ)は、2022 年 3 月に公表された「IFRS サステナビリティ開示基準」の草案(以下、「本公開草案」という)に対して、意見を述べる機会を頂いたことに感謝の意を表明したい。

(グローバル・ベースライン)

- ・本公開草案が多数の日本企業が賛同している TCFD 提言をベースにグローバル・ベースラインとして開発されたことを歓迎する。しかしながら、本公開草案が各法域の定める基準の土台となるグローバル・ベースラインという位置づけであることに照らすと、特に S2 基準および産業別開示要求は開示項目の粒度が細かく、要求のトーンも過度に厳格化されており、TCFD 提言に沿った対応を進めている企業にとっても過大な負担となる可能性を懸念している。ISSB の基準に沿った開示を促進するためにも、ISSB の基準が各法域の基準の検討において各法域の実務・実態を考慮するうえで足枷とならないよう、一定の柔軟性が確保される必要があるものと考えている。

(スコープ3排出量)

- ・保険業の移行リスクの開示要件である投資先の GHG 排出量は、投資先企業によって開示状態に差があること等から、保険会社によるスコープ 3 排出量の報告に関しては、現時点では画一的な内容を要求せず、開示情報の有用性・比較可能性・算出の負荷等を踏まえ、継続的な議論・検討を行っていくべきである。
 - 仮に画一的な開示を求められる場合には、データ整備等の体制整備を要することから相応の準備期間が必要となる。
 - 機関投資家の側面を持つ生命保険会社として、スコープ 3 のカテゴリー15(投資)は各投融資先企業の GHG 排出量の算定結果を受けて計算する必要があるため、その集計には相応の時間を要することから、財務諸表と同じ報告期間を対象としない選択肢も含めて、柔軟な取扱いが認められるべきと考える。

(産業別開示要求・B17(保険))

- ・産業別開示要求は SASB スタンドアードに基づいて作成されているが、産業分類及び各産業が開示すべき内容については各法域の事情等に応じた柔軟な取扱いが認められるべきと考える。
- ・産業別開示要求・B17 は「保険」として記載されているが、損害保険と生命保険ではビジネスモデルも影響度も大きく異なるため、開示項目ごとの整理が必要と考える。
- ・生命保険協会は、わが国における生命保険業の健全な発達および信頼性の維持を図り、もって国民生活の向上に寄与することを目的として結成された団体で、現在日本国内で営業を行っている全生命保険会社 42 社が加盟している。この意見が、収入保険料で世界の 11%程度¹の規模を占める日本の生命保険業界全体の意見であることを踏まえ、慎重に検討されることをお願いしたい。

¹ スイス再保険会社 sigma No.3/2021

Ⅱ 「気候関連開示」(S2)に関する質問への回答

質問 S2-1:本公開草案の目的
本公開草案の第 1 項は目的を示しており、企業は、一般目的財務報告の利用者が以下を可能とする、気候関連のリスク及び機会に対するエクスポージャーに関する情報を開示することが要求されているとしている。 ・ 気候関連のリスク及び機会が企業の企業価値に与える影響を評価すること ・ 企業による資源の利用とそれに対応するインプット、活動、アウトプット及び結果が、気候関連のリスク及び機会に対する企業の対応とこれを管理するための戦略をどのように支援しているのかを理解すること、及び ・ 企業の計画、ビジネスモデル及びオペレーションを、気候関連のリスク及び機会に適応させるための企業の能力を評価すること 結論の根拠の BC21 項から BC22 項は、本公開草案の提案の理由を述べている。 (a) 本公開草案で設定された目的に賛成するか。賛成又は反対の理由は何か。 (b) 目的は、一般目的財務報告の利用者が、気候関連のリスク及び機会が企業価値に与える影響を評価できるような情報に焦点を当てているか。 (c) 本公開草案で示した開示要求は、第 1 項で述べた目的を満たしているか。その理由又はそうでない理由は何か。そうでない場合、代わりに何を提案し、それはなぜか。
回答
・ 本公開草案で設定された目的(一般目的財務報告の利用者が、気候関連のリスク及び機会が企業の企業価値に与える影響等を評価することを可能とするための情報の開示を求めること)に賛成する。

質問 S2-2:ガバナンス

本公開草案の第 4 項及び第 5 項は、一般目的財務報告の利用者が、気候関連のリスク及び機会をモニタリングし管理するために用いるガバナンスのプロセス、統制及び手続を理解できるようにする情報を開示することを企業に要求することを提案している。この目的を達成するため、本公開草案では、気候関連のリスク及び機会を監督する単一又は複数のガバナンス機関（ボード、委員会又はガバナンスの責任を負う同等の機関が含まれることがある）に関する情報、並びに気候関連のリスク及び機会に関する経営者の役割についての記述を開示することを企業に要求することを提案している。

本公開草案で提案されたガバナンスの開示要求は TCFD 提言に基づくものであるものの、本公開草案は、一般目的財務報告の利用者の情報ニーズを満たすため、気候関連のガバナンス及び管理の一部の側面について、より詳細な開示を行うことを提案している。例えば、本公開草案では、気候関連のリスク及び機会に関するガバナンスの機関の責任が、企業の付託事項、ボードの義務及びその他の関連する方針にどのように反映されているかを開示することを作成者に要求することを提案している。関連する TCFD 提言は、「気候関連のリスク及び機会に対するボードの監督と、気候関連のリスク及び機会の評価及び管理における経営者の役割について記述すること」である。

結論の根拠の BC57 項から BC63 項は、本公開草案の提案及びその背景となる理由を説明している。

気候関連のリスク及び機会をモニタリングし管理するために用いるガバナンスプロセス、統制及び手続について提案された開示要求に賛成するか。賛成又は反対の理由は何か。

回答

・本公開草案で提案されたガバナンスの開示要求は、TCFD 提言に基づいている点は支持するものの、要求内容は極めて細則的なものとなっており、グローバル・ベースラインとして S2 基準を原則的な内容にとどめておくべきである。

質問 S2-3: 気候関連のリスク及び機会の識別

本公開草案の第 9 項は、重大な (significant) 気候関連のリスク及び機会並びにそれらが短期、中期又は長期にわたり、企業のビジネスモデル、戦略及びキャッシュ・フロー、ファイナンスへの企業のアクセス並びに企業の資本コストに影響を与えることが合理的に予想される時間軸を識別し、開示することを企業に求めることを提案している。第 9 項(a)に記載された重大な (significant) 気候関連のリスク及び機会を識別する際、企業は、産業別開示要求 (付録 B) に定義された開示トピックを参照することが要求されることとなる。

結論の根拠の BC64 項から BC65 項は、本公開草案の提案の背景となる理由を説明している。

- (a) 重大な気候関連のリスク及び機会を識別し、その内容を開示するという要求事項は、十分に明確であるか。その理由又はそうでない理由は何か。
- (b) 気候関連のリスク及び機会を識別し説明する際に、(産業別要求事項で定義された) 開示トピックの適用可能性を検討するという提案に賛成するか。賛成又は反対の理由は何か。このことは、開示の関連性及び比較可能性の改善につながると考えるか。その理由又はそうでない理由は何か。そのような開示の関連性及び比較可能性を改善させる可能性のある追加的な要求事項はあるか。ある場合、何を提案し、それはなぜか。

回答

- ・本基準で要求される事項は多くかつ細則的な基準となっている。企業の気候関連のリスク及び機会に関する財務情報を開示することには賛成するものの、産業や企業のビジネスモデル及び戦略、所在地等によって気候関連のリスク及び機会への影響は様々であり、一様に網羅的な情報開示を求めることで、却って戦略上重要な情報が埋没してしまう恐れがある。
- ・将来、他のテーマ別基準が気候関連と同様に細則的なものとして開発された場合に、サステナビリティ関連財務情報開示の情報量が過大なものとなり、作成者の負担の増大と利用者にとっての利便性を損なうことにつながる可能性もある。従って、S2 基準はグローバル・ベースラインとして原則的な内容に留めるべきである。
- ・気候関連のリスク及び機会の識別に関して、短期・中期・長期と、複数の時間軸に言及している点は評価するが、短期・中期の時間軸での評価は長期の取組を阻害する可能性があることから、上記でも述べたように、細則主義に陥ることなく開示側の自主性に任せるべきである。

質問 S2-4: 企業のバリュー・チェーンにおける気候関連のリスク及び機会の集中

本公開草案の第 12 項は、一般目的財務報告の利用者が、バリュー・チェーンを含む企業のビジネスモデルにおける重大な (significant) 気候関連のリスク及び機会の影響を理解できるように設計された開示を要求することを提案している。当該開示要求は、測定上の課題 (例えば、物理的リスクや信頼性のある地理的情報の入手可能性) と、利用者が企業のバリュー・チェーンにおける重大な (significant) 気候関連のリスク及び機会の影響 (effects) を理解するために必要な情報との間で、バランスをとることを追求している。

その結果、本公開草案は、企業のバリュー・チェーンにおける重大な (significant) 気候関連のリスク及び機会の現在の及び予想される (anticipated) 影響 (effects) に関する定性的な開示要求の提案が含まれている。また、本提案では、企業のバリュー・チェーンにおいて、重大な (significant) 気候関連のリスク及び機会がどこに集中しているかを開示することを求めている。

結論の根拠の BC66 項から BC68 項は、本公開草案の提案の背景となる理由を説明している。

- (a) 重大な (significant) 気候関連のリスク及び機会が企業のビジネスモデルやバリュー・チェーンに与える影響 (effects) について、提案されている開示要求に賛成するか。賛成又は反対の理由は何か。
- (b) 企業の気候関連のリスク及び機会の集中について要求される開示は、定量的ではなく定性的であるべきであることに同意するか。賛成又は反対の理由は何か。反対の場合、何を提案し、それはなぜか。

回答

- ・一般目的財務報告の利用者が、バリュー・チェーンを含む企業のビジネスモデルにおける重大な気候関連のリスク及び機会の影響を理解できるように設計された開示を要求することに賛成する。
- ・また、気候関連のリスク及び機会の集中について、測定上の課題も踏まえ、本開示要求について定量的ではなく、定性的であるべきという点も評価する。
- ・ただし、バリュー・チェーンの定義の捉え方は企業によって異なり、開示内容には幅が生じてくる可能性があるため、将来的な調整の必要性についても留意すべきである。

質問 S2-5: 移行計画とカーボン・オフセット

低炭素経済への移行計画を開示することは、一般目的財務報告の利用者が、企業の企業価値に影響を与えると合理的に予想される脱炭素関連のリスク及び機会に対する企業の現在及び計画中の対応を評価できるようにするために重要 (important) である。

本公開草案の第 13 項では、企業の移行計画に関するさまざまな開示が提案されている。本公開草案では、一般目的財務報告の利用者が、気候関連のリスク及び機会が企業の戦略及び意思決定 (その移行計画を含む) に与える影響 (effects) を理解できるような情報の開示を求めることを提案している。これには、企業が設定した気候関連の目標をどのように達成する計画か (カーボン・オフセットの使用に関する情報を含む。)、レガシー資産に関する計画及び重要な (critical) 仮定、企業が以前に開示した計画の進捗に関する定量的及び定性的情報が含まれる。

企業がカーボン・オフセットに依拠する程度、企業が使用するオフセットの生成方法、オフセットの取得元のスキームの信頼性 (credibility) 及び完全性 (integrity) は、短期、中期及び長期の企業価値に対して影響を与える (implications)。そこで、本公開草案では、企業の排出目標の達成のためのカーボン・オフセットの使用について開示を要求している。この提案は、一般目的財務報告の利用者が、企業の排出削減計画、カーボン・オフセットが果たす役割、オフセットの質について理解する必要性を反映したものである。

本公開草案は、企業が、オフセットの炭素除去に関する基礎 (自然に基づくものなのか又は技術に基づくものなのか) 及び、第三者によるオフセット検証又は認証スキームに関する情報を開示することを提案している。カーボン・オフセットは、排出回避に基づくことができる。排出回避とは、ある製品、サービス、プロジェクトが存在しなかった状況と比較した場合、あるいはベースラインと比較した場合に、その製品、サービス、プロジェクトにより減少する可能性がある将来の排出をいう。企業の気候関連戦略における排出回避のアプローチは、企業の排出目録 (emission inventory) に関する説明 (accounting) や排出削減の移行目標とは補完的であるが、基本的には異なるものである。そのため、本公開草案では、達成されたカーボン・オフセット量が、炭素除去によるものか、排出回避によるものかを開示することを企業に求めることを提案している。

また、本公開草案では、企業が使用するオフセットの永続性の仮定に関する情報など、一般目的財務報告の利用者がその信頼性を理解するために必要なその他の重大な (significant) 要因を開示することを提案している。

結論の根拠の BC71 項から BC85 項は、本公開草案の提案の背景となる理由を述べている。

- (a) 提案されている移行計画に係る開示要求に賛成するか。賛成又は反対の理由は何か。
- (b) 移行計画に関する追加的な開示で必要なもの (又は提案されたものの必要ではないもの) はあるか。ある場合、それらの開示について説明し、それらが必要である (又は必要でない) 理由を説明されたい。
- (c) 提案されているカーボン・オフセットの開示は、一般目的財務報告の利用者が、排出削減に対する企業のアプローチ、カーボン・オフセットが果たす役割、カーボン・オフセットの信頼性 (credibility) を理解することを可能にすると思うか。その理由又はそうでない理由は何か。そうでない場合、何を提案し、それはなぜか。
- (d) 提案されているカーボン・オフセットの要求事項は、作成者のコストと、一般目的財務報告の利用者が、排出削減に対する企業のアプローチ、カーボン・オフセットが果たす役割、カーボン・オフセットの健全性 (soundness) や信頼性 (credibility) を理解できるような情報の開示を適切にバ

ランスさせていると思うか。その理由又はそうでない理由は何か。また、そうでない場合、代わりに何を提案し、それはなぜか。

回答

・保険業の移行リスクの開示要件である投資先の GHG 排出量は、投資先企業によって開示状態に差があること等から、保険会社によるスコープ 3 排出量の報告に関しては、現時点では画一的な内容を要求せず、開示情報の有用性・比較可能性・算出の負荷等を考慮した段階的な適用とすべきである。

・また、S2 基準はグローバル・ベースラインとして原則的な内容にとどめるべきであるが、仮にこれらの開示が基準化されるのであれば、パラ 13(b)(iii)(2)(3)について、カーボン・オフセットの使用に関する情報開示が、容易、比較可能、かつ適切に行われるようにするため、以下のような情報が(世界的に)公に一元的に提供されるようにしてはどうか。

- 認証済カーボン・オフセット対象のオフセット一覧(含む、単一又は複数スキームの別)
- カーボン・オフセットの種類(自然に基づくものか、技術的な炭素除去に基づくものの別)
- 各カーボン・オフセットの信頼性と完全性の理解に必要な情報

質問 S2-6: 現在の及び予想される影響

本公開草案は、重大な (significant) 気候関連のリスク及び機会について、将来予想される影響 (effect) に関する情報を開示することを企業に求めることを提案している。本公開草案では、このような情報を定量的に提供する場合、単一の金額又は金額の範囲として表すことができるとしている。範囲を開示することで、企業にとって金額化された影響 (effect) に関連する潜在的な結果についての著しい (significant) 変動性 (variance) を伝えることができる。一方、結果がより確実である場合には、単一の値の方がより適切である場合がある。

TCFD の 2021 年のステータス・レポートは、TCFD 提言を用いた気候関連のリスク及び機会に関する予想される財務的影響 (effect) の開示は、ほとんど開示が行われていない分野であると識別された。課題としては、組織間の整合性、データ、リスク評価及び財務上の勘定における影響 (effects) の帰属の難しさ、事業の時間軸と比較して気候関連のリスク及び機会に関する時間軸が長いこと、結果を公開するための承認の確保が含まれる。気候関連のリスク及び機会が企業に与える影響 (effects) に関する具体的な情報を提供する場合、気候関連のリスク及び機会の財務的影響 (effects) の開示はさらに複雑になる。財務的影響 (effects) は、他のサステナビリティ関連のリスク及び機会との組合せによるものである可能性があり、気候関連開示の目的のために分離できない可能性がある (例えば、ある資産の価値にリスクがあると考えられる場合には、気候が当該資産の価値に及ぼす影響 (effects) を他のリスクから分離して別個に識別することが困難な場合がある)。

気候関連開示のプロトタイプを開発する際、一部の作成者との対話を通じて、TRWG のメンバーから同様の懸念が示された。また、気候の結果と、その結果が特定の企業に与える影響 (effect) の両方に関する不確実性の程度により、単一の見積りを提供することが困難であることも強調された。この結果、本公開草案では、これらの課題と、予想される (anticipated) 金額的影響 (effects) を範囲又は単一の推定値で開示することを認めることにより、気候関連の課題が現在の並びに短期、中期及び長期にわたって企業の財政状態及び財務業績にどのように影響 (effects) するかについて一般目的財務報告の利用者に情報を提供することとのバランスを取ろうとしている。

本公開草案は、重大な (significant) 気候関連のリスク及び機会が、企業の当報告期間の財政状態、財務業績及びキャッシュ・フローに与える影響 (effects)、並びに短期、中期及び長期にわたり予想される (anticipated) 影響 (effects) (気候関連のリスク及び機会が企業の財務計画にどのように含まれているかを含む) を開示するよう企業に求めることを提案している (第 14 項)。また、この要求事項は、企業が当該情報を定量的に提供することができない場合 (その場合、情報を定性的に提供しなければならない) を除き、定量的情報の開示を求めることにより潜在的な測定上の問題に対処しようとしている。

結論の根拠の BC96 項から BC100 項は、公開草案の提案の背景となる理由を述べている。

- (a) 企業は、気候関連のリスク及び機会の現在の及び予想される (anticipated) 影響 (effects) について、定量的情報を開示できない場合を除き、定性的情報を提供しなければならないという提案に賛成するか (第 14 項参照)。賛成又は反対の理由は何か。
- (b) 気候関連のリスク及び機会が、報告期間に係る企業の財務業績、財政状態及びキャッシュ・フローに与える財務的影響 (effects) に関して提案されている開示要求に賛成するか。賛成しない場合、何を提案し、それはなぜか。
- (c) 気候関連のリスク及び機会が、短期、中期及び長期にわたり企業の財政状態及び財務業績に与える予想される (anticipated) 影響 (effects) に関して、提案されている開示要求に賛成する

か。賛成しない場合、どのような提案をするのか及びその理由を説明されたい。

回答

・(b)、(c)に関し、気候関連のリスク及び機会が企業の財務業績等を与える影響について、利用者にわかりやすい形で開示することには賛成するものの、その影響度合いを算出するにあたっては作成者の負担についても考慮されるべきである。

質問 S2-7: 気候レジリエンス

企業に影響を与える(affect)気候関連のリスク及び機会の発生可能性、規模及び時期は、多くの場合、複雑かつ不確実である。そのため、一般目的財務報告の利用者は、関連する不確実性を考慮した上で、気候変動に対する企業の戦略(ビジネスモデルを含む)のレジリエンスを理解する必要がある。そこで本公開草案の第 15 項では、気候関連リスクに対する企業の戦略のレジリエンスについての企業の分析に関する要求事項を含んでいる。これらの要求事項は以下に焦点を当てている。

- ・ 企業の意思決定及びパフォーマンスへの影響(impacts)など、分析結果から利用者が理解できるようになること
- ・ 以下を使用して分析が行われたかどうか
 - ・ 気候関連シナリオ分析 又は
 - ・ 代替的な技法

シナリオ分析は、気候変動がビジネスモデル、戦略、財務業績及び財政状態に与える潜在的な影響(effects)を企業及び投資者が理解するのに役立てるためのツールとして、ますます確立されつつある。TCFD の作業により、投資者は、シナリオ分析で使用される前提条件や、分析から得られた企業の発見事項が、戦略及びリスク管理の決定及び計画にどのように情報をもたらすのかを理解しようとしていることが示された。また、TCFD は、投資者が、将来のさまざまな気候シナリオ(企業が気候変動に関する最新の国際協定と整合的なシナリオを使用したかどうかを含む。)に対しての企業の戦略、ビジネスモデル及び将来キャッシュ・フローのレジリエンスに関して、結果が何を示すのかを理解したいと考えていることも明らかにした。さらに、企業のボードの委員会(特に監査及びリスク)では、企業固有の気候関連のリスクについて、さまざまな気候の結果及びその影響(effects)の深刻さを反映したシナリオを用いたリスク・マッピングに含めることをこれまで以上に要請している。

シナリオ分析は、広く受け入れられているアプローチではあるが、事業(特に企業レベルで)における気候関連事項への適用及びセクター横断的な適用は、まだ進展中である。資源採掘及び鉱物処理のように、長年にわたり気候関連のシナリオ分析を使用してきたセクターもあれば、消費財又は技術及び通信など、気候関連シナリオ分析をビジネスに適用することを検討し始めたばかりのセクターもある。

多くの企業がリスク管理においてシナリオ分析を他の目的で使用しており、堅牢なデータ及び実務が発達している。したがって、ほとんどの企業はシナリオ分析を実施する分析能力を有している。しかし、現時点では、気候関連のシナリオ分析の企業による適用は、まだ発展途上である。

作成者は、シナリオ分析が生み出す情報の投機的性質、そのような情報の開示(又は誤った伝達)に伴う潜在的な法的責任、データの限定的な入手可能性、企業の戦略に関する機密情報の開示の可能性などを含め、気候関連シナリオ分析に伴うその他の課題及び懸念事項を挙げた。しかしながら、シナリオ分析は、起こり得る結果の範囲を検討し、複数の変数を明示的に取り入れることで、企業の戦略的意思決定及びリスク管理プロセスへのインプットとして、貴重な情報及び視点を提供する。したがって、利用者が企業価値を評価する上で、企業の気候関連シナリオ分析に関する情報は重要(important)である。

本公開草案では、企業は自らの気候レジリエンスを評価するために、それを行うことができない場

合を除き、気候関連シナリオ分析を行うことを企業に要求することを提案している。企業が気候関連シナリオ分析を使用できない場合、その理由を説明し、代替的な方法又は技法を使用して、気候レジリエンスを評価しなければならない。

企業の気候レジリエンスを評価するための唯一の手段として、気候関連シナリオ分析に関する情報の開示を求めることは、多数の作成者(特に一部のセクターにおいて)が現時点では困難であると考えられることがある。そのため、提案されている要求事項は、定性的分析、単一点予測、感応度分析、ストレステストなど、したがって、提案されている要求事項は、定性的分析、単一点予測、感応度分析、ストレステストなど、レジリエンス評価に対する代替的なアプローチに対応できるように設計されている。このアプローチは、正式な(formal)シナリオ分析及び関連する開示は、資源を必要とし、反復的な学習プロセスであり、達成するために複数の計画サイクルを要する可能性があることを認識し、小規模企業を含む作成者に救済措置を与えることになると考えられる。本公開草案は、企業がシナリオ分析以外のアプローチを使用する場合、投資者が、用いたアプローチ、当該アプローチに関連した主要な基礎となる仮定及びパラメータ並びに短期、中期及び長期にわたる企業のレジリエンスに対する関連する影響(implications)を理解するために必要とする情報を提供するため、シナリオ分析が生み出す情報に類似した情報を開示することを提案している。

しかしながら、重大な(significant)気候関連のリスクに対する企業の戦略のレジリエンスを理解するという利用者の情報ニーズを満たすために、シナリオ分析は優先される選択肢となるべきであるとするのが提案されている。このため、本公開草案では、気候関連シナリオ分析を実施できない企業に対して、分析を実施しなかった理由の説明を提供することを提案している。また、気候関連シナリオ分析について、すべての企業に本公開草案における他の提案よりも発効日を遅くして要求すべきかどうか検討された。

結論の根拠の BC86 項から BC95 項は、公開草案の提案の背景となる理由を述べている。

- (a) 第 15 項(a)に列挙された項目は、企業の戦略の気候レジリエンスについて利用者が理解する必要があることを反映していることに賛成するか。賛成又は反対の理由は何か。賛成しない場合、代わりに何を提案し、それはなぜか。
- (b) 本公開草案は、企業が気候関連シナリオ分析を行うことができない場合、シナリオ分析に代えて、別の手法又は技法(例えば、定性的分析、単一点予測、感応度分析及びストレステスト)を用いて、自社の戦略の気候レジリエンスを評価することができることを提案している。
 - (i) この提案に賛成するか。賛成又は反対の理由は何か。
 - (ii) 企業の戦略の気候レジリエンスを評価するために気候関連シナリオ分析を利用できない企業は、その理由を開示することを求めるという提案に賛成するか。賛成又は反対の理由は何か。
 - (iii) あるいは、すべての企業に対し、気候関連シナリオ分析を行って気候レジリエンスを評価することを要求すべきか。強制適用が必要な場合、このことは質問 14(c)の回答に影響するか。影響する場合、その理由は何か。
- (c) 企業の気候関連シナリオ分析に関する開示案に賛成するか。賛成又は反対の理由は何か。
- (d) 企業の戦略の気候レジリエンスを評価するために用いられる代替的手法(例えば、定性的分析、単一点予測、感応度分析及びストレステスト)に関する開示案に賛成するか。賛成又は反対の理由は何か。

(e) 提案されている開示要求は、要求事項を適用するコストと、気候変動に対する企業の戦略的なレジリエンスに関する情報の便益とを適切にバランスをとっているか。その理由又はそうでない理由は何か。そうでない場合、何を提案しそれはなぜか。

回答

・気候関連のシナリオ分析に関して、代替的な技法も含めてレジリエンスを評価できるようにした点については評価するものの、シナリオ分析の開示にあたり、機密性の高い情報の開示を伴わざるを得ない場合や、便益に対する算出のコスト、作成者の負担等を踏まえ、開示の有無・内容については企業の自主性に任せるべきであり、義務化を求めるべきではない。

質問 S2-8:リスク管理

本公開草案の目的の 1 つは、一般目的財務報告の利用者が、気候関連のリスク及び機会が企業の企業価値に与える影響(effects)を評価できるように、気候関連のリスク及び機会に対する企業のエクスポージャーに関する情報を提供することを企業に要求することにある。このような開示には、気候関連のリスクのみならず、気候関連の機会を識別、評価、管理するために企業が行っている単一又は複数のプロセスを利用者が理解するための情報が含まれる。

本公開草案の第 16 項及び第 17 項は、リスク管理に関する開示の範囲(remits)について、現在、気候関連のリスクのみに焦点を当てている TCFD 提言を拡張するものである。この提案は、リスク及び機会は同じ不確実性の源泉に関連する、又はそこから生じる可能性があるという見解とともに、識別、評価、優先順位付け及び対応のプロセスにますます機会を含めるようになっている、リスク管理における一般的な実務の進展を反映している。

結論の根拠の BC101 項から BC104 項では、本公開草案の提案の背景となる理由を述べている。

気候関連のリスク及び機会を識別、評価、管理するために企業が用いるリスク管理プロセスに関して提案されている開示要求に賛成するか。賛成又は反対の理由は何か。賛成しない場合、どのような提案をするのか及びその理由を説明されたい。

回答

・一般的な実務の進展を反映したリスク管理プロセスに関して提案されている開示内容に賛成する。

質問 S2-9: 産業横断的指標カテゴリーと温室効果ガス排出

本公開草案は、産業を問わず報告企業間での開示の比較可能性を向上させる目的で、TCFD の産業横断的指標及び指標カテゴリーの概念を組み込むことを提案している。本公開草案の提案は、企業が特定の産業又はセクターに関係なく、(重要性(materiality)の条件のもとで)指標カテゴリーを開示することを企業に要求することとなる。これらの要求事項を提案するにあたり、TCFD の規準(criteria)を考慮した。これらの規準(criteria)は、以下のような指標カテゴリーを識別するために設計された。

- ・ 気候関連のリスク及び機会の基本的な側面及び要因を示している。
- ・ 企業が気候関連のリスク及び機会をどのように管理しているかを理解するのに有用である。
- ・ 気候報告のフレームワーク、融資者、投資者、保険引受人並びに地域及び国の開示要求により広く要請されている。
- ・ 気候変動が企業に与える財務的影響(effects)を見積もる上で重要(important)である。

したがって、本公開草案は、すべての企業が開示を要求されることになる 7 つの産業横断的指標カテゴリーを提案している。すなわち、絶対量及び原単位に基づく温室効果ガス(GHG)排出、移行リスク、物理的リスク、気候関連の機会、気候関連のリスク及び機会に対する資本投下、内部炭素価格、並びに経営者に対する報酬のうち気候関連の考慮事項と結びついているものの割合である。本公開草案は、GHG 排出の測定に GHG プロトコルを適用することを提案している

GHG プロトコルは、どの排出が企業によるスコープ 1、2 及び 3 の計算に含まれるのかの決定にさまざまなアプローチを採用することを認めている。これには、例えば、関連会社などの非連結企業の排出をどのように含めるのかなどが含まれる。このことは、ある企業の財務諸表における他の企業に対する投資に関して情報を提供する方法が、その企業の GHG 排出の計算方法と整合しない可能性があることを意味する。また、同じ企業に対する投資を有する 2 つの企業が、GHG プロトコルを適用する上で行う選択によっては、その投資に関して報告する GHG 排出が異なる場合があることも意味している。

GHG プロトコルで認められているさまざまなアプローチにもかかわらず、比較可能性を高めるために、本公開草案は、企業が以下を開示しなければならないとすることを提案している。

- ・ 以下に区分した、スコープ 1 及びスコープ 2 の排出
 - ・ 連結会計グループ(親会社及びその子会社)
 - ・ 連結会計グループに含まれない関連会社(associates)、共同支配企業、非連結子会社又は関係会社(affiliates)
- ・ 関連会社(associates)、共同支配企業、非連結子会社又は連結会計グループに含まれない関係会社(affiliates)に関する排出を含めるために用いたアプローチ(例えば、GHG プロトコルのコーポレート基準における持分割合法又は経営支配法)

スコープ 3 の GHG 排出の開示は、データの入手可能性、見積りの使用、計算方法及びその他の不確実性の源泉に関連するものなど、多くの課題に直面している。しかし、これらの課題にもかかわらず、スコープ 3 排出を含む GHG 排出の開示については、すべてのセクター及び法域にわたり、開示を提供する企業の数と情報の質の両方において急速に増加している。この進展は、スコープ 3 排出が、ほとんどの企業にとって、企業のカーボン・フットプリントの最も大きな部分を占めていること

から、投資リスク分析の重要な (important) 要素であるという認識が広まっていることを反映している。

多くの産業において、企業は、バリュー・チェーンの上下両方のスコープ 3 排出を生む活動に関連するリスク及び機会に直面している。例えば、進展し、ますます厳しくなるエネルギー効率基準に対して、製品設計を通じて対処するか(移行リスク)、又はエネルギー効率の高い製品に対する需要の増加を取り込もうとする、若しくは上流の排出削減を可能にしたり、インセンティブを与えたりしようとする(気候の機会)が必要となることがある。リスク及び機会のこれらの具体的な要因に関連した産業指標と組み合わせることで、スコープ 3 のデータは、低炭素への移行に企業がどの程度まで適応しているのかを一般目的財務報告の利用者が評価する助けとなることができる。したがって、利用者の評価は、企業及び投資者がバリュー・チェーン全体にわたって最も重大な (significant) GHG 削減の機会を識別し、それにより関連するインプット、活動及びアウトプットに関する戦略的及び経営的意思決定に情報をもたらすことを可能にする。

スコープ 3 排出について、本公開草案では以下のように提案している。

- ・ 企業は上流及び下流の排出をスコープ 3 排出の測定値 (measure) に含めなければならない。
- ・ 企業はスコープ 3 排出の測定値 (measure) に含めた活動の説明を開示しなければならない。どのスコープ 3 排出が報告された排出に含まれているのか、又は除外されているのかを一般目的財務報告の利用者が理解できるようにするためである
- ・ 企業のスコープ 3 排出の測定値 (measure) が企業のバリュー・チェーンに含まれる企業により提供された情報を含む場合、企業はその測定の基礎を説明しなければならない。
- ・ それらの GHG 排出を除いている場合、企業はそれらを省略する理由 (例えば、忠実な測定値 (measure) を入手することができないため) を記載しなければならない。

GHG 排出カテゴリー以外の産業横断的指標カテゴリーは、本公開草案では幅広く定義されている。しかしながら、本公開草案では、各産業横断的指標カテゴリーについて、企業の指針となるような、強制力を持たない「例示的ガイダンス」が含まれている。

結論の根拠の BC105 項から BC118 項では、本公開草案の提案の背景となる理由を述べている。

- (a) 産業横断的な要求事項は、セクター及び産業を超えて適用可能な、共通の 1 組のコアになる気候関連開示を提供することを意図している。産業及びビジネスモデル間での適用可能性や、企業価値評価における有用性を含め、提案されている 7 つの産業横断的指標カテゴリーに賛成するか。その理由又はそうでない理由は何か。賛成しない場合、何を提案し、それはなぜか。
- (b) 産業横断的な比較や企業価値の評価を促進するために有用な、気候関連のリスク及び機会に関する追加的な産業横断的指標カテゴリーはあるか (又は、提案されている中で有用でないものはあるか)。ある場合、それらの開示について説明し、それらが一般目的財務報告の利用者にとって有用である、又は有用でない理由を説明されたい。
- (c) スコープ 1、スコープ 2 及びスコープ 3 排出を定義し、測定するために、GHG プロトコルの使用を企業に要求することに賛成するか。賛成又は反対の理由は何か。他の方法も認めるべきか。その理由又はそうでない理由は何か。
- (d) 企業が、スコープ 1、スコープ 2 及びスコープ 3 について、7 つの温室効果ガスすべてを集約し、CO₂ 換算で提供することを求める提案に賛成するか。あるいは、スコープ 1、スコープ 2 及びス

コープ 3 排出を、温室効果ガスの成分ごとに分けて開示する(例えば、メタン(CH₄)と亜酸化窒素(NO₂)を分けて開示する)べきであると考えるか。

(e) 次のスコープ 1 及びスコープ 2 排出を別個に開示することを企業に要求することに賛成するか。賛成又は反対の理由は何か。

(i) 連結企業

(ii) 関連会社 (associates)、共同支配企業、非連結子会社及び関係会社 (affiliates)

(f) 重要性 (materiality) を条件に、すべての企業が開示するための産業横断的指標カテゴリーとして、スコープ 3 排出の絶対総量 (absolute gross) を含めるという提案に賛成するか。賛成しない場合、何を提案し、それはなぜか。

回答

・提案されている 7 つの産業横断カテゴリーには賛成する。また、利用者にとっての有用性のため、スコープ 1、スコープ 2、スコープ 3 を定義し、測定方法を標準化させていくことについても意義があると考えらる。

・ただし、例えば、パラ 21(a)について、温室効果ガス排出に関する開示の要求基準が非常に細かいことや、スコープ 3 の排出量について、同一業種であったとしてもビジネスモデルによって各カテゴリーにおける重要性が企業毎に異なること、また排出原単位での開示が要求されていることで開示企業に過大な業務負荷が発生することを懸念している。これにより、基準を満たす開示が可能な企業が極めて限定的となり、企業の開示を促すという基準開発の本来の趣旨にそぐわない可能性がある。

・また、スコープ 1 およびスコープ 2 と比較して、スコープ 3 の排出量に関する情報は、その信頼性やデータの入手可能性に差があるものと考えられる。また、企業がサプライヤーや投融資先から得られる情報の内容に応じて、適宜、スコープ 3 の計測方法を精緻化することにより、結果として過去の温室効果ガスの排出量が遡及して修正されることも起こり得る。

・そのため、スコープ 3 はパラ 21(a)(i)のようにスコープ 1 およびスコープ 2 と同列に並べて、情報の網羅性や信頼性、比較可能性を同じ水準で要求されるべきではなく、企業の重要性の判断に基づく、柔軟な情報開示が認められるべきものと考えている。スコープ 3 の開示について、スコープ 1 および 2 と同列とすることにより作成者が委縮して却って開示が後退しかねない懸念もあるため、スコープ 1 および 2 と切り分けることでスコープ 3 の実態に即した開示が促され、利用者にとって有益な情報開示につながるものと考えらる。

・パラ 21(f)について、内部炭素価格に関する開示の必要度や重要度は産業により異なる(例えば、温室効果ガスの排出量が相対的に多い製造業と、金融やサービス業等とは異なる)ため、開示をマストとすべきではない。

・スコープ 1、スコープ 2 及びスコープ 3 について、7 つの温室効果ガスすべてを集約し、CO₂ 換算で提供することを求める提案に賛成し、温室効果ガスの成分ごとに分けて開示することには反対する。

質問 S2-10: 目標

本公開草案の第 23 項は、排出削減目標について、その目的(例えば、緩和、適応若しくはセクターへの準拠、又は科学的根拠に基づく取組み)及び、気候変動に関する最新の国際協定において定められた目標との比較に関する情報の開示を企業に要求することを提案している。

「気候変動に関する最新の国際協定」は、国連気候変動枠組条約(UNFCCC)の加盟国間の最新の合意と定義している。UNFCCC の下で結ばれた合意は、温室効果ガス削減のための規範及び目標を設定している。本公開草案の公表時点で、最新のそのような合意は、パリ協定(2016 年 4 月)であり、その調印国は、地球温暖化を産業革命前の水準より摂氏 2 度より十分に低く抑えること、及び産業革命以前の水準より摂氏 1.5 度まで温暖化を抑える取組み(efforts)を追求することに合意している。パリ協定が置き換えられるまで、本公開草案の提案の効果は、企業が自らの目標をパリ協定の目標と比較するかどうか、又はどのように比較されるかを開示する際に、パリ協定で定められた目標を参照することが要求されるということである。

結論の根拠の BC119 項から BC122 項は、本公開草案の提案の背景となる理由を述べている。

- (a) 気候関連の目標について提案されている開示に賛成するか。賛成又は反対の理由は何か。
- (b) 提案されている「気候変動に関する最新の国際協定」の定義は十分明確だと思うか。そうでない場合、何を提案し、それはなぜか。

回答

・開示企業における円滑な対応を考慮し、最初から全ての事項の開示を求めるのではなく、段階的に開示していくことを許容すべきである。

質問 S2-11:産業別要求事項

本公開草案は、付録 B において、気候変動に関連する重大な (significant) サステナビリティ関連のリスク及び機会に対処する、産業別開示要求を提案している。要求事項は産業別であるため、特定の企業に適用されるのはその一部のみとなる。この要求事項は、SASB スタンダードに由来している。これは、ISSB が既存のサステナビリティ基準及びフレームワークを基に構築することを提案した、評議員会のサステナビリティに関する 2020 年公開協議への回答と整合している。また、このアプローチは、TRWG の気候関連開示のプロトタイプとも整合している。

提案されている産業別開示要求は、SASB スタンダードにおける相当の要求事項とほとんど変わらないものである。しかしながら、本公開草案に含まれる要求事項は、既存の SASB スタンダードと比較して、いくつかの的を絞った修正を含んでいる。この改善案は、TRWG の気候関連開示のプロトタイプの公表以降に開発されたものである。

提案されている第 1 の変更点は、法域特有の規制又は基準を引用している指標のサブセットの国際的な適用可能性に対処するものである。この点について、本公開草案では、国際的な基準及び定義、又は適切な場合には、法域において同等の基準を参照するように (SASB スタンダードと比較した場合の) 修正を提案している。

結論の根拠の BC130 項から BC148 項では、産業別要求事項の国際的な適用可能性を向上させるという本公開草案の提案の背景となる理由を説明している。

- (a) 国際的な適用可能性を向上させるために SASB スタンダードを改訂するアプローチに賛成するか。これには、ガイダンスの明瞭性を低下させたり、その意味を実質的に変更したりすることなく、企業が法域にかかわらず要求事項を適用することを可能にすることを含む。賛成しない場合、代わりにどのようなアプローチを提案し、それはなぜか。
- (b) 産業別開示要求のサブセットの国際的な適用可能性を向上させることを意図した修正案に賛成するか。賛成しない場合、それはなぜか。
- (c) 提案されている修正により、過去の期間に関連する SASB スタンダードを使用していた企業が、過去の期間の同等の開示と整合する情報を継続して提供することが可能になることに賛成するか。賛成しない場合、それはなぜか。

既存の SASB スタンダードに関連する第 2 の変更案は、金融セクターにおけるファイナンスに係る排出 (financed emissions) 又はファシリテーションに係る排出 (facilitated emissions) の測定及び開示に関して生じている合意に対応するものである。これに対応するため、本公開草案では、商業銀行、投資銀行、保険及び資産運用の 4 産業について、開示トピック及び関連する指標を追加することを提案している。提案されている要求事項は、排出に関するファイナンス活動又はファシリテーション活動 (融資活動、引受活動又は投資活動 (又はこれら複数のもの)) である。この提案は、GHG プロトコルのコーポレート・バリュー・チェーン (スコープ 3) 基準に基づいている (カテゴリー 15 (投資) から生じる間接排出の計算に関するガイダンスを含む)。

結論の根拠の BC149 項から BC172 項は、本公開草案のファイナンスに係る排出又はファシリテーションに係る排出に関する提案の背景となる理由を述べている。

- (d) 提案されているファイナンスに係る排出又はファシリテーションに係る排出の産業別開示要求に同意するか、それとも、産業横断的にスコープ 3 排出 (カテゴリー 15 「投資」を含む) の開示を要求

することで、十分な情報開示が促進されるか。その理由又はそうでない理由は何か。

- (e) 商業銀行及び保険会社の提案において、「炭素関連(carbon-related)」に分類される産業に賛成するか。賛成又は反対の理由は何か。この分類に含めるべき産業は他にあるか。ある場合、それはなぜか。
- (f) 絶対量及び原単位に基づく両方のファイナンスに係る排出を開示することを要求する提案に賛成するか。その理由又はそうでない理由は何か。
- (g) ファイナンスに係る排出の算定に使用した方法論の開示を求める提案に賛成するか。賛成しない場合、何を提案し、それはなぜか。
- (h) ISSB がより具体的な方法論(例えば、金融向け炭素説明のためのパートナーシップ(PCAF; Partnership for Carbon Accounting Financials)の金融産業向けのグローバル GHG 説明及び報告基準(PCAF 基準)など)を定めることなく、企業が GHG プロトコルのコーポレート・バリュー・チェーン(スコープ 3)の説明及び報告基準を用いて、提案されているファイナンスに係る排出の開示を提供することを要求することに賛成するか。賛成しない場合、どのような方法を提案し、それはなぜか。
- (i) 資産運用及び管理業務に属する企業に対する提案において、管理下の総資産に関連するファイナンスに係る排出の開示は、企業の間接的な移行リスク・エクスポージャーを評価するために有用な情報を提供するか。その理由又はそうでない理由は何か。

全体として、提案されている産業別のアプローチは、気候関連のリスク及び機会は、企業のビジネスモデル、従事している基礎となる経済活動及びビジネスが依拠しているか又は企業の活動が影響を与える(affect)資源に関連して、異なる方法で明らかになる傾向があることを認識している。これは企業価値の評価に影響を与える。このように、本公開草案では、SASB スタンダードに由来する、産業別要求事項が組み込まれている。

SASB スタンダードは、独立の基準設定主体によって、厳格かつオープンなデュー・プロセスを通じて、10 年近くにわたり、企業価値の評価に関連するサステナビリティ情報を企業が一般目的財務報告の利用者に伝えることを可能にするという目的で開発された。当該プロセスの結果は、所与の産業でオペレーションを行う企業の企業価値に重大な(significant)影響(effect)を与える可能性が非常に高いサステナビリティ要因(すなわち、「開示トピック」)を識別し定義している。さらに、SASB スタンダードは当該トピックに関しての企業のパフォーマンスを利用者が評価するのに役立てるための標準化された指標(measures)を定めている。

結論の根拠の BC123 項から BC129 項は、産業別開示要求に関する本公開草案の提案の背景となる理由を説明している。

付録 B の産業別要求事項は、本公開草案の要求事項の一部を構成する不可欠な要素であるが、これらの要求事項は、重大な(significant)気候関連のリスク及び機会の識別(BC49 項から BC52 項参照)など、本公開草案の他の要求事項の充足に情報を与えることができるとされている。

- (j) 提案されている産業別要求事項に賛成するか。賛成又は反対の理由は何か。賛成しない場合、何を提案し、それはなぜか。
- (k) 一般目的財務報告の利用者が企業価値を評価するために必要な、気候関連のリスク及び機会に対応する、追加的な産業別要求事項はあるか(又は、提案されている中で必要ではない提案はあるか)。ある場合、それらの開示について説明し、それらが必要であるか又は必要でない

理由を説明されたい。

- (l) 産業別開示要求の適用可能性を確保するために産業分類が用いられていることに留意した上で、要求事項が適用される活動を定義する産業の説明に関して、コメントや提案はあるか。その理由又はそうでない理由は何か。ない場合、何を提案し、それはなぜか。

回答

(a)～(c)

・産業別に開示を要求することには賛成するものの、産業分類及び各産業が開示すべき内容については、各法域の事情等に応じた柔軟な取扱いが認められるべきである。また、産業別開示要求・B17は「保険」として記載されているが、損害保険と生命保険ではビジネスモデルも影響度も大きく異なるため、開示項目ごとの整理が必要と考える。

(d)

・スコープ1およびスコープ2と比較して、スコープ3の排出量に関する情報は、その信頼性やデータの入手可能性に差があるものと考えられるため、パラ21(a)(i)のようにスコープ1およびスコープ2と同列に並べて、情報の網羅性や信頼性、比較可能性を同じ水準で要求されるべきではなく、企業の重要性の判断に基づく、柔軟な情報開示が認められるべきものとする。

(h)

・開示にあたりGHG排出に関するグローバルな算出基準が確立されている状況にはなく、ISSBが特定の団体が定める手法を具体的な方法として取り込むのは時期尚早であり、開示の具体的な方法については、企業が所在する国や置かれた状況等を踏まえ、比較可能性にも配慮したうえで、現時点では様々な手法を検討できるようにすべきであることから賛成する。

(j)

・S2基準はグローバル・ベースラインとして原則的な内容にとどめておくべきであり、信頼できるデータの継続取得の可否、およびそのデータ入手や開示に係る負荷等の観点から、細目的な開示が求められている本公開草案の産業別要求事項には賛成しない。

各コードおよび結論の根拠(BC152、157)に対する生命保険協会の意見は以下のとおりである。

○FN-IN-410a.2

・本項目では、社会およびガバナンスに関する要素も対象になっており、「気候関連開示」というテーマと不整合であるため、気候関連以外も対象とする合理的な説明が必要と思料する。

○FN-IN-410b.1

・本項目(エネルギー効率化技術及び低炭素技術に関連する正味収入保険料: Net premiums written related to energy efficiency and low carbon technology)は、損害保険セグメントを対象とした記載だと考えられる。生命保険セグメントにおける非効率な対応・開示は回避すべきであることから、対象範囲の再検討をお願いしたい。

○FN-IN-410b.2

・本項目では、健康や安全に関する保険も対象になっており、「気候関連開示」というテーマと不整合であるため、気候関連以外を対象とする合理的な説明が必要と思料する。また、生命保険セグメントも対象に含まれているが、環境のみを対象とした場合、事例の内容を踏まえると、損害保

險セグメントを対象として記載となっているものと考えられる。生命保険セグメントにおける非効率な対応・開示は回避すべきであることから、対象範囲の再検討をお願いしたい。

○FN-IN-450a.1、FN-IN-450a.2

・損害保険セグメントと比較すると、大規模自然災害リスクの生命保険セグメントへの直接的な影響を合理的に図ることは困難(定まった分析手法も存在しない)であることから、対象範囲の再検討をお願いしたい。

○FN-IN-450a.3

・大きな影響がないことが確認できている場合等、そもそも考慮する必要がないケースは、その旨を記載することで足りるようにすべきである。

○FN-IN-000.A

・保険契約件数・保有契約高・顧客数などから企業が選択できるという理解でよい。また、「気候関連開示」の中で上記指標の開示を求める理由を教えてください。

○FN-IN-1～5

・業種毎・資産クラス毎の総投資資産や温室効果ガス排出量等について、作業負荷が大きい、グループの中核企業など対応可能な企業から開示を進めていくことが可能であれば、より開示が促進されるものと思料する。

○FN-IN-1

・”The scope of disclosure includes but is not limited to loans, project finance, bonds, equity investments and derivatives.”について、デリバティブ等を含めるのは時期尚早だと考える。算出手法が確立されていないことなどから、NZAOAでも目標対象に入っていない。仮に対象に含める場合でも、算出方法が確立されていないなどの合理的な理由がある場合にはそのこと記載すればよいなどの措置を取るべきである。

○FN-IN-3、4

・カテゴリー15の算定においては、投資先のスコップ3まで含めて financed emission とするのは、グローバルでも議論が煮詰まっておらず、時期尚早である。

○BC152(「結論の根拠」p.48)に記載されているとおり、温室効果ガス排出を開示する企業が増加していることや金融向け炭素説明のためのパートナーシップの存在により、金融機関にとっても開示のハードルは下がってきていると認識している。この認識のもと、ISSBがより具体的な方法論を定めることなく、企業がGHGプロトコルのコーポレート・バリュー・チェーン(スコップ3)の説明及び報告基準を用いて、提案されているファイナンスに係る排出の開示を提供することを要求することに賛成する。

・ただし、開示にあたり温室効果ガス排出に関するグローバルな算出基準が確立されている状況にはなく、特定の団体に依拠するような手法を具体的な方法論として定めるのは時期尚早だと考える。そのため、開示の具体的な方法については、各法域や産業毎の特性・状況等を踏まえ、様々な手法を駆使できるようにすべきである。

○BC157(「結論の根拠」p.50)に記載されているとおり、「スコップ3のGHG排出データの比較可能性、カバレッジ、透明性及び信頼性(reliability)に根源的な困難が認識されている」と現状だと認識している。

・この認識のもと、スコップ3排出について、最初から要求すべきかどうかについては慎重な議論

が必要である。また、金融機関のスコープ 3 の計算にあたっては、開示情報の有用性・比較可能性、算出の負荷等を踏まえ、現時点で画一的な内容を求めるべきではない。

質問 S2-12:コスト、便益及び可能性が高い影響(effects)
結論の根拠の BC46 項から BC48 項は、本公開草案の提案の適用により、コスト及び便益の適切なバランスを確保するための約束を示している。 (a) 提案の適用により生じる可能性が高い便益及び適用により生じる可能性が高いコストについて、これらの提案から生じる可能性が高い影響(effects)を分析する上で ISSB が考慮すべきコメントはあるか。 (b) 提案の継続的な適用に係るコストについて、ISSB が考慮すべきコメントはあるか。 (c) 本公開草案に含まれる開示要求の中で、その情報の作成に関連するコストを便益が上回らないと思われるものはあるか。その理由又はそうでない理由は何か。
回答
・本公開草案が、適用にかかるコストと便益を適切にバランスさせることを意識している点は評価する。ただし、本公開草案が求めている開示にかかるコストについては、現時点では不透明な部分もある点を考慮し、開示企業の負担が過度なものとならないよう殊更留意すべきである。 ・特に保険会社によるスコープ3排出量の報告に関しては、投資先企業によって開示状態に差があり、その開示から得られるコスト及び便益については、継続的な議論・検討を行っていくべきである。

質問 S2-14:発効日

本公開草案は、一部の企業が利用しているサステナビリティ関連及び統合報告のフレームワークを基礎としているため、適用初年度に遡及アプローチを適用して比較情報を提供できる企業もいる場合がある。しかしながら、遡及アプローチを適用する能力は企業によってさまざまであることを認識している。

このような状況を踏まえ、本公開草案の提案を適時に適用するために、企業は適用初年度に比較情報を開示する必要はないとすることを提案している。

IFRS S1 号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的要求事項」[案]では、サステナビリティ関連のリスク及び機会に関するすべての重要性がある(material)情報を開示することを企業に要求している。なお、IFRS S1 号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的求事項」[案]は、本公開草案とあわせて適用されることを意図している。しかしながら、本公開草案では、気候関連のリスク及び機会に関する開示が求められており、これは、サステナビリティ関連のリスク及び機会のサブセットであるため、作成者にとって課題となることがある。したがって、IFRS S1 号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的要求事項」[案]に含まれる要求事項の適用には、より長い時間がかかることがある。

結論の根拠の BC190 項から BC194 項は、本公開草案の提案の背景となる理由を述べている。

- (a) 本公開草案の発効日は、IFRS S1 号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的要求事項」の発効日より早くすべきか、遅くすべきか、それとも同じにするべきか。それはなぜか。
- (b) ISSB が発効日を設定する場合、最終基準公表後、どの程度の期間が必要か。本公開草案の提案を適用する企業が必要とする準備について、具体的な情報を含めて、回答の理由を説明されたい。
- (c) 本公開草案に含まれる開示要求の一部について、企業が他の開示要求より早く適用することは可能だと考えるか(例えば、ガバナンスに関する開示要求が、企業の戦略のレジリエンスに関する開示要求よりも早く適用される可能性はあるか)。ある場合、どの要求事項が早く適用することができ、本公開草案中の要求事項の一部について、他の要求事項よりも早い時期に適用することを要求すべきと考えるか。

回答

・本公開草案で要求されている開示内容は極めて細則的であるため、開示にあたってのデータ整備等の体制整備が必要であることから、適用までに相応の期間(最低 2 年超)が必要と考える。

質問 S2-16: グローバル・ベースライン

IFRS サステナビリティ開示基準は、一般目的財務報告の利用者が企業価値の評価を行えるようにするためのニーズを満たすことを意図しており、企業価値の評価のための包括的なグローバル・ベースラインを提供している。その他の利害関係者も、気候変動の影響 (effects) に関心を持っている。それらのニーズは、規制当局や法域を含む、他者によって設定された要求事項によって満たされる可能性がある。ISSB は、そのような他者による要求事項が、IFRS サステナビリティ開示基準によって設定された包括的なグローバル・ベースラインの上に構築されることを意図している。

本公開草案の提案の中で、IFRS サステナビリティ開示基準がこのような形で利用されることを制限すると考えられる特定の諸側面はあるか。ある場合、それはどの側面で、それはなぜか。また、代わりに何を提案し、それはなぜか。

回答

・そのような側面はないと考える。本公開草案が企業価値の評価のための包括的なグローバル・ベースラインとして位置づけられている点进行评估する。グローバル・ベースラインという位置づけで適用されるべく、本基準は過度に画一的かつ厳格な内容としない扱いを維持することが望ましい。

以 上